

資料編

1 計画策定の経過

- 平成15年 3月 市民5,000人を対象にしたアンケート調査の実施
- 平成15年 5月 地域福祉計画策定委員会委員の推薦依頼及び一般公募
- 平成15年 7月 地域福祉計画策定委員会設置・第1回会議開催
(学識2名、関係団体推薦19名、一般公募8名)
議題：委員長・副委員長の選出他
- 第1回地域福祉研修会開催
演題：「いま、なぜ地域福祉か」
講師：東京大学 武川正吾 助教授
- 平成15年 8月 第2回地域福祉計画策定委員会開催
議題：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・
障害者施策に関する計画の概要説明他
- 平成15年10月 第3回地域福祉計画策定委員会開催
議題：社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の概要他
- 平成15年10月 第1回地区懇談会開催
～11月
- | | | |
|-----------------|---------|-----|
| ○東部地区：11月23日(日) | 習志野台公民館 | 56人 |
| ○西部地区：10月19日(日) | 塚田公民館 | 23人 |
| ○南部地区：10月19日(日) | 中央公民館 | 29人 |
| ○北部地区：11月23日(日) | 三咲公民館 | 54人 |
| ○中部地区：10月26日(日) | 新高根公民館 | 35人 |
- 平成15年11月 第4回地域福祉計画策定委員会開催
議題：市民アンケート調査の解説他
- 地域福祉計画ポストカード作成
- 平成15年12月 第5回地域福祉計画策定委員会開催
議題：分科会の設置及び座長・副座長の選出他
○第1分科会：心をつなぐ地域づくり分科会
○第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会
○第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会
- 地域福祉計画ニュース第1号発行
- 第1回地域福祉計画策定委員会公募委員勉強会開催
- 平成16年 1月 第2回地域福祉計画策定委員会公募委員勉強会開催
- 第1回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科
会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催

- 平成16年 1月 第1回地域福祉計画策定委員会分科会開催
- 平成16年 2月 第2回地域福祉計画策定委員会分科会開催
- 地域福祉計画ニュース第2号発行
- 平成16年 2月 第2回地区懇談会開催
 ～3月 ○東部地区：2月28日(土)薬円台公民館 61人
 ○西部地区：3月21日(日)法典公民館 47人
 ○南部地区：3月21日(日)宮本公民館 43人
 ○北部地区：2月28日(土)八木が谷公民館 56人
 ○中部地区：3月13日(土)夏見公民館 34人
- 平成16年 3月 関係団体へのヒアリング調査実施
 ～4月 ○船橋市自治会連合協議会
 ○船橋市民生児童委員協議会
 ○船橋市老人福祉施設連絡協議会
 ○船橋市障害者福祉施設連絡協議会
 ○船橋市ボランティア連絡協議会
 ○市内に主たる事務所を有するNPO
- 平成16年 4月 第2回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科
 会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催
- 第6回地域福祉計画策定委員会開催
 議題：各分科会からの中間報告他
- 平成16年 5月 第4回地域福祉計画策定委員会分科会開催
- 平成16年 6月 第5回地域福祉計画策定委員会分科会開催
- 平成16年 7月 地域福祉計画ニュース第3号発行
- 地域福祉計画検討委員会設置・第1回会議開催
 (福祉サービス部長及び37課・所の所属長)
 議題：地域福祉及び地域福祉計画の概要他
- 第2回地域福祉研修会開催
 演題：「地域福祉は、まちづくり」
 講師：淑徳大学 松崎泰子 教授
 NPO法人地域福祉研究室 渡邊洋一 代表
- 第3回地区懇談会開催
 ○東部地区：7月24日(土) 飯山満公民館 53人
 ○西部地区：7月31日(土) 西部公民館 35人
 ○南部地区：7月31日(土) 海神公民館 43人
 ○北部地区：7月24日(土) 松が丘公民館 64人
 ○中部地区：7月25日(日) 高根台公民館 36人

- 平成16年 7月 第6回地域福祉計画策定委員会分科会開催
- 平成16年 8月 第3回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科
会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催
- 第7回地域福祉計画策定委員会開催
議題：各分科会での検討内容について他
- 地域福祉計画策定委員会案作成
- 平成16年 9月 第7回地域福祉計画策定委員会分科会開催（第1分科会のみ）
- 第2回地域福祉計画検討委員会開催
議題：地域福祉計画策定委員会案の修正他
- 平成16年10月 第8回地域福祉計画策定委員会開催
議題：地域福祉計画検討委員会修正箇所の検討他
- 平成16年11月 地域福祉計画素案作成
- 平成16年11月 パブリックコメント実施
～12月
「地区懇談会のまとめ」作成
(町会・自治会の回覧版にて各家庭に回覧)
- 平成16年12月 第9回地域福祉計画策定委員会開催
議題：パブリックコメントの結果について他
- 平成17年 2月 第10回地域福祉計画策定委員会開催
議題：地域福祉計画案の決定について他
- 平成17年 3月 船橋市地域福祉計画完成
- 広報ふなばし地域福祉計画特集号の発行（3月15日号）
- 平成17年 4月 船橋市地域福祉計画施行

2 地域福祉計画策定のための市民アンケート

I 調査の概要

(1)調査名：地域福祉推進に関わるアンケート調査

(2)調査期間：平成15年3月1日～3月18日

(3)調査方法：郵送配布、郵送回収

(4)主な調査項目

- ①基礎的な事項（回答者属性）について
- ②地域との関わり合いについて
- ③ボランティア・NPO活動について
- ④福祉施策について

(5)調査対象者抽出方法および調査票回収率

母集団を船橋市在住者とし、調査対象者の抽出にあたっては、15歳以上の5,000名の対象者を東部地域、西部地域、南部地域、北部地域、中部地域の人口に比例して配分し、無作為に抽出しました。

各地域の調査対象者数、有効回収数、有効回収率は下記の表に示すとおりです。

調査対象者数および調査票回収結果

地域名	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
東部地域	1,405名	438票	31.2%
西部地域	1,075名	317票	29.5%
南部地域	855名	254票	29.7%
北部地域	915名	271票	29.6%
中部地域	750名	225票	30.0%
合計	5,000名	1,505票	30.1%

II 集計結果

〔記号の見方〕

- F・・・回答者の特徴を把握するための設問
n・・・その設問に対する回答総数（単位：件）
NA・・・その設問に対する無回答数（単位：％）

基礎的な事項について

F 1. 性別はどちらですか。（○は1つだけ）

n=1,505 NA=1.3%

1. 男性40.5%
2. 女性58.2%

F 2. あなたの年齢は。（平成15年1月1日現在でお答えください）（○は1つだけ）

n=1,505 NA=0.1%

- | | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 1. 15歳～19歳 | 3.9% | 5. 50歳～59歳 | 16.6% |
| 2. 20歳～29歳 | 8.2% | 6. 60歳～64歳 | 11.6% |
| 3. 30歳～39歳 | 14.4% | 7. 65歳～74歳 | 21.4% |
| 4. 40歳～49歳 | 13.6% | 8. 75歳以上 | 10.2% |

F 3. 船橋市に居住して何年経過していますか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.4%

- | | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 1. 5年未満 | 32.2% | 4. 20年～29年 | 17.7% |
| 2. 5年～9年 | 7.7% | 5. 30年～49年 | 22.9% |
| 3. 10年～19年 | 13.2% | 6. 50年以上 | 5.9% |

F 4. あなたを含め同居されている家族構成を伺います。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.7%

- | | | | |
|--------------|-------|----------------|-------|
| 1. 単身 | 19.0% | 2. 夫婦のみ | 27.9% |
| 3. 親・子の二世帯家族 | 41.5% | 4. 親・子・孫の三世帯家族 | 7.2% |
| 5. その他 | 3.7% | | |

F 5. ご職業は何ですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.1%

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 農林漁業・商工業・専門職等の自営業 | 4.0% |
| 2. 会社員(正規社員) | 16.3% |
| 3. 会社や団体等の法人の役員 | 2.0% |
| 4. 公務員・団体職員(正規職員) | 7.2% |
| 5. 臨時職員・パート・アルバイト・派遣等の非正規社員 | 13.3% |
| 6. 専業主婦(年金生活の場合は8に○) | 14.9% |
| 7. 学生 | 4.4% |
| 8. 年金生活者 | 32.2% |
| 9. 無職 | 4.3% |
| 10. その他 | 1.3% |

F 6. あなたの通常の生活圏(通勤・通学先等も含む)の範囲はどこまでですか。

(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.6%

- | | | | | | |
|---------|-------|---------------|-------|---------|-------|
| 1. 船橋市内 | 58.0% | 2. 千葉県内(船橋市外) | 20.4% | 3. 千葉県外 | 21.0% |
|---------|-------|---------------|-------|---------|-------|

F 7. あなたの卒業した小学校はどちらですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=1.3%

- | | | | | | |
|---------|-------|---------------|-------|---------|-------|
| 1. 船橋市内 | 15.5% | 2. 千葉県内(船橋市外) | 15.1% | 3. 千葉県外 | 68.0% |
|---------|-------|---------------|-------|---------|-------|

地域との関わり合いについて

問1. 隣近所(歩いていける程度の範囲)にどの程度のお付き合いの方がいますか。

(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.1%

- | | |
|--|-------|
| 1. 何かで困ったときにはなんでも相談し助け合える人がいる | 15.0% |
| 2. なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し助け合える人がいる | 27.0% |
| 3. 立ち入った助け合いや相談事はしないが世間話をする程度の人はい | 22.1% |
| 4. 世間話などはしないが挨拶をする程度の人はい | 19.7% |
| 5. ほとんど近所付き合いはない | 16.1% |

問1-(1) 問1で「3」、「4」、「5」を選択した方に伺います。

立ち入った助け合いや相談事をしない、挨拶程度で話をしない、あるいは、近所付き合いがないのはなぜですか。具体的にお書きください。

- 転居して間もないため隣近所との付き合いが浅い。
- 仕事等で忙しいため隣近所と付き合う時間がない。
- 転居して間もない上に、仕事で忙しく隣近所の人に会う機会がない。
- マンション等集合住宅であるため隣近所と接する機会がない。
- 子どもが成長した、あるいは、いないため隣近所と接する機会がない。

- 生活時間が異なるため隣近所と接する機会がない。
- ほとんど外出しないため隣近所と接する機会がない。
- 自治会や趣味の活動などが不活発で隣近所と接する機会がない。
- 隣近所と接する機会がない・顔を合わせることがない。
- ハンデがあり隣近所との付き合いが難しい。
- 家庭環境や年齢が異なると付き合いづらい。
- どのような人かわからないので付き合いづらい。
- 特定の団体や組織と関わりたくない。
- 各世帯のプライバシーの問題もあり、他人事に深入りしすぎて面倒なことになるのを避けたい。
- 家庭内や自分のことを他人に知られたくない。
- 真面目に相談に乗ってくれる人はなく、相談事の内容を隣近所に言いふらされるだけ。
- わがままな人や偏見を持つ人が多く、新参者は町内会にも入りにくい。
- 住民間の連帯感が乏しい。
- 近所付き合いが煩わしい。
- 最も親しい人は隣近所以外にいる。
- 比較的近い距離に親、子、兄弟等の親族が住んでいるのであまり隣近所と深く付き合う必要性を感じない。
- 隣近所と深く付き合う必要性を感じない。
- 助けや相談相手を必要としたことがない。
- 隣近所との付き合いは妻や家族に任せている。
- 単身赴任中、転勤族等のため船橋市との関わりが少ない。
- 老人ホームに入所中。
- 寮・社宅に入居中。

問1-(2) 問1で「3」、「4」、「5」を選択した方に伺います。

あなたは、これまでに、何か困ったときに、隣近所に助け合える人がいれば良いと思ったことがありますか。(○は1つだけ) n=871 NA=2.3%

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 1. 思ったことがある | 44.0% | 2. 思ったことがない | 53.7% |
|-------------|-------|-------------|-------|

問1-(2)-① 問1-(2)で「1」を選択した方に伺います。

あなたは、これまでに、どのようなときに、隣近所に助け合える人がいれば良いと思いましたが、具体的にお書きください。

- 病気・けが等のとき
- 高齢・障害により介助等の支援が必要なとき
- 留守にするとき
- 地域の情報が必要なとき
- 子育て上の問題が生じたとき
- 悩み事があるとき・一人では心細いときなど話し相手がほしいとき
- 万一、災害や犯罪被害にあったとき
- 冠婚葬祭のとき
- 町内会行事などのとき
- 様々な突発的事態が生じたとき

問2. 祭り、盆踊り、清掃・美化活動、サークル活動、旅行といった町会・自治会・公民館・老人会等による隣近所での活動には、どのように参加したいと思いますか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.2%

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 企画・運営者として積極的に参加したい | 2.5% |
| 2. 熱心な人の企画・運営の手伝いとして参加したい | 7.2% |
| 3. 企画・運営してくれる人がいれば参加したい | 14.8% |
| 4. 時間に余裕があれば参加したい | 37.4% |
| 5. あまり参加したいと思わない | 23.7% |
| 6. まったく参加したいと思わない | 7.1% |
| 7. わからない | 7.1% |

ボランティア・NPO活動について

問3. これまでにボランティア団体やNPOで、労力を提供する側として活動したことがありますか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.0%

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| 1. 現在活動している | 8.3% |
| 2. 現在活動しているが、その他に以前活動していて今はやめた活動もある | 1.5% |
| 3. 以前活動していたが現在はまったく活動していない | 13.1% |
| 4. 今までに活動したことはない | 77.1% |

問3-(1) 問3で「1」、「2」を選択した方に伺います。

現在、どのような活動をしていますか。(○はいくつでも)

n=148 NA=1.4%

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 高齢者支援に関する活動 | 26.4% |
| 2. 障害者支援に関する活動 | 13.5% |
| 3. 子育て支援や母子福祉に関する活動 | 11.5% |
| 4. 健康づくり・医療に関する活動 | 8.1% |
| 5. 地域の清掃・美化や地域起こしに関する活動 | 23.0% |
| 6. 防犯・交通安全に関する活動 | 8.1% |
| 7. 消防・防災・災害支援に関する活動 | 4.7% |
| 8. 自然環境保護に関する活動 | 8.1% |
| 9. 公害防止・リサイクルに関する活動 | 6.8% |
| 10. 教育問題・趣味や生涯学習の指導・学術研究の振興に関する活動 | 15.5% |
| 11. 各種スポーツ指導に関する活動 | 10.8% |
| 12. 青少年育成・支援に関する活動 | 9.5% |
| 13. 芸術・文化振興や伝統継承に関する活動 | 8.1% |
| 14. 国際交流・国際協力に関する活動 | 6.8% |
| 15. 消費者問題に関する活動 | 2.0% |
| 16. 人権・女性問題に関する活動 | 2.0% |
| 17. 平和の推進に関する活動 | 5.4% |
| 18. その他 | 5.4% |

問3-(2) 問3で「2」、「3」、「4」を選択した方に伺います。

活動をしなくなった、活動したことがないのはなぜですか。具体的にお書きください。

- 仕事などで忙しく時間に余裕がない。
- 学生時代は活動していたが、就職してからは活動しなくなった。
- 経済的に余裕がない。
- 自分や家族のことで精一杯で気持ちに余裕がない。
- 家族の介護等で手一杯。
- 子どもや孫の世話で手一杯。
- ボランティア活動と出会う機会・きっかけがなかった。
- ボランティア活動やボランティア団体等に関する情報がない。
- 健康面・体力面で無理。(高齢者・障害者など)
- あまり興味や関心がない。
- 自由時間は趣味など自分の好きなことをしていきたい。
- 「仕事」(自己の束縛)と「趣味・娯楽」か「休養」(自己の解放)という時間の使い方をするしかない状況。
- 子どもが成長し地域との関わりが薄れ活動しなくなった。
- 活動方針等考え方の違いにより活動しなくなった。
- 転居したため活動しなくなった。
- 団体行動や付き合いが苦手。
- 一人で参加するのは心細い。
- 転入して間もない・地域に馴染めない。
- 転勤族なので地域と深く関わるのが難しい。

- 特定の政治団体や宗教団体とのつながりを持つ組織・悪質な団体とは関わりたくない
- 家族の理解が得られない
- 気楽に引き受けられる仕事ではない
- よかれと思ってしたことが仇になることもある
- 自分自身が暗い気持ちになってしまう
- 自腹を切ってまでは活動したくない
- 子どもの学校関係の活動はしている
- 個人的に活動している
- 助け合いは自然な形で行いたい
- 活動できる時間帯や曜日に限りがある
- 妻に任せている
- バリアフリー化の方が優先課題
- 定年後など今後は活動してみたい

問3-(3) 問3で「3」、「4」を選択した方に伺います。

今後、ボランティア団体やNPOで労力を提供する側として活動してみたいと思いますか。(○は1つだけ)

n=1,357 NA=0.1%

- | | |
|---------------------|-------|
| 1. 活動してみたいと思う | 7.4% |
| 2. 条件を整えば活動してみたいと思う | 41.5% |
| 3. 活動してみたいと思わない | 16.0% |
| 4. わからない | 35.0% |

問4. これまでにボランティア団体やNPOの提供するサービスを利用したことがありますか。(○は1つだけ。福祉公社、生きがい福祉事業団のサービスはのぞきます。)

n=1,505 NA=7.2%

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1. 利用したことがある | 4.5% |
| 2. 利用したいと思うが利用したことはない | 3.3% |
| 3. 利用したことはない | 85.0% |

問5. 今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、何が必要だと考えますか。(○は主なもの5つ以内)

n=1,505 NA=2.0%

- | | |
|--|-------|
| 1. 学校教育で重要性を教える | 26.8% |
| 2. 社会教育で啓蒙活動を行う | 10.4% |
| 3. 表彰を行うなど社会的な評価を高める | 2.9% |
| 4. ある程度強制的な参加体制をつくる | 2.9% |
| 5. 行政主導で組織づくりを進める | 3.8% |
| 6. 若年層の参加を促進する | 17.7% |
| 7. 元気な高齢者の参加を促進する | 23.9% |
| 8. 地域内の交流を深め良好な人間関係を構築し自然な共同意識の昂揚を促進する | 14.2% |
| 9. 身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する | 26.2% |
| 10. 友人や家族と参加できる活動を増やす | 11.2% |
| 11. 興味や関心を持てるような内容にする | 20.3% |
| 12. 時間的に負担の少ない活動内容にする | 19.1% |
| 13. 体力的に負担の少ない活動内容にする | 8.0% |
| 14. 人間関係が負担にならないようにする | 24.3% |
| 15. 活動の中で趣味や特技、専門知識を生かせるようにする | 25.9% |
| 16. 交通費等の実費を支払うようにする | 12.8% |
| 17. 小額でも報酬が支払われるようにする | 9.4% |
| 18. ポイント制や地域通貨などにより、自分自身が必要なときにもボランティアのサービスを受けることができるようにする | 16.0% |

19. 活動資金や物品等を補助する	5.6%
20. 身近な地域に活動拠点を設置する	15.4%
21. 事故があったときの補償体制を整備する	10.7%
22. 知識・技術を有する人材やリーダーの養成を促進する	11.0%
23. 事業内容等に関するPRを拡充する	13.9%
24. 情報提供窓口を一本化する	6.5%
25. 企業に対して労働時間の短縮やボランティア休暇・休職制度等の普及を要請する	9.2%
26. 企業に対して資金援助を要請する	3.5%
27. 各ボランティア組織間の連携を強化する	2.7%
28. その他	0.9%
29. とくにない・わからない	14.3%

問6. 地域福祉の促進を目的として活動している「船橋市社会福祉協議会」をご存知ですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=3.6%

1. 存在も活動内容も知っている	9.1%
2. 存在だけは知っている	34.7%
3. 存在も活動内容も知らない	52.6%

問7. 船橋市社会福祉協議会が、ボランティアの養成や研修などを目的に設置している「船橋市ボランティアセンター」をご存知ですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=3.6%

1. 存在も活動内容も知っている	4.8%
2. 存在だけは知っている	22.0%
3. 存在も活動内容も知らない	69.6%

問8. 船橋市内の23の地区コミュニティに設置され、地区内での交流やたすけあいなどに関する活動を行っている「地区社会福祉協議会」をご存知ですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=3.6%

1. 存在も活動内容も知っている	11.1%
2. 存在だけは知っている	18.3%
3. 存在も活動内容も知らない	67.0%

問8-(1) 問8で「1」を選択した方に伺います。

どのような「地区社会福祉協議会」の活動をご存知ですか。(○はいくつでも)

n=1,505 NA=1.2%

1. ふれあいサロン	30.5%
2. ミニデイサービス	48.5%
3. 地域福祉まつり	44.9%
4. たすけあい活動(家事援助)	40.1%
5. 地区広報紙・ニュース	60.5%
6. その他	4.8%

福祉施策について

問9. あなたは、現在、毎日の生活の中で生きがいを感じて暮らしていますか。

(○は1つだけ)

n=1,505 NA=2.2%

1. 感じている	27.0%
2. まあまあ感じている	46.2%
3. あまり感じていない	20.3%
4. 感じていない	4.3%

問10. 生きがいづくりのために大切だと思うことは何ですか。具体的にお書きください。

- 自分なりの目標を持ち、積極的に取り組むこと。
- 趣味など自分の好きなことに夢中になること。
- 仕事をする事。
- 自分の存在や行動の価値が認められていると実感できること。
- 人との交流を持つこと。
- 子どもや孫の成長。
- 健康であること。
- ゆとりがあること。
- 生きていること自体の幸福・自分を知ること。
- 思いやりや感謝の気持ちを持つ。
- 共感する心を持つ。
- 生きがいは個人的な問題なので行政が関わる問題ではない。
- 生きがいとは意識してつくるものではない。

問11. 最近、問題となっている様々なマナー（ごみの不法投棄、駅周辺の放置自転車、歩きたばこ、禁止場所での携帯電話等）対策について、あなたはA、Bどちらの考え方に賛同しますか。（○は1つだけ） n=1,505

A. 行政や管理者が繰り返し注意を呼びかけるが、基本的には個人のモラルに任せるのがよい。

B. 法律や条例で罰金などの罰則を規定し、厳しく取り締まるのがよい。

NA=4.1%

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. Aに賛同する | 13.2% |
| 2. どちらかというともAに賛同する | 15.2% |
| 3. どちらかというともBに賛同する | 28.4% |
| 4. Bに賛同する | 39.1% |

問12. バリアフリー（高齢者や障害者が支障なく生活できる環境）のまちづくりを進めるために必要と思われることをお答えください。（○は3つ以内）

n=1,505 NA=0.3%

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 段差のない広い歩道の整備 | 59.6% |
| 2. 案内標識・音声や誘導ブロック等の設置 | 6.4% |
| 3. 駅へのエレベーター設置・ホームの改善 | 33.6% |
| 4. 日常の足となる公共交通機関の整備 | 26.8% |
| 5. 電車・バス等の車両の改善 | 7.0% |
| 6. スーパー等店舗の改善 | 4.5% |
| 7. 公共施設の改善 | 9.2% |
| 8. 歩道の放置自転車等の撤去 | 37.2% |
| 9. 車椅子対応の駐車場やトイレの整備 | 13.4% |
| 10. 自宅の改修（段差解消や手すりの設置等） | 10.4% |
| 11. 盲導犬・聴導犬等の育成 | 7.4% |
| 12. 気軽に助け合える意識づくり | 35.7% |
| 13. 就学・就労機会の差別撤廃 | 7.1% |
| 14. その他 | 3.4% |
| 15. とくにない・わからない | 4.5% |

問13. 今後、船橋市では高齢化が急速に進み、2010年頃にはほぼ市民の5人に1人が65歳以上のお年寄りになると予測されており、福祉サービス需要のさらなる増大や多様化が見込まれています。これに対し、平等・公平が原則である行政サービスでは、個々のニーズに対し、きめ細かくかつ迅速に対応することは難しく、また、財政的な面からも十分な福祉サービスの提供が困難になるものと考えられます。そうした中で、あなたは将来的に福祉サービス提供のあり方がどうあるべきだとお考えですか。（○は1つだけ）

n=1,505 NA= 0.7%

- | | |
|--|-------|
| 1. 福祉は行政が行うべきものであり、たとえ大幅な増税になってもすべて国・県・市が担うべきだ | 17.9% |
| 2. 隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合うようにし、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべきだ | 14.8% |
| 3. ある程度広い地域の中での低料金による対応を可能とするため、ボランティア団体・NPO等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手となるべきだ | 36.5% |
| 4. 有料による対応でもかまわないので、優良な民間事業者の育成を図りそれらが福祉の中心的な担い手となるべきだ | 16.7% |
| 5. わからない | 13.4% |

問14. 船橋市が、福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策をお答えください。
(○は3つ以内)

n=1,505 NA= 0.2%

- | | |
|---|-------|
| 1. 既存組織のネットワーク化（連携・協力体制の確立、内部情報の共有化、総合相談窓口の整備） | 12.1% |
| 2. 地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用） | 16.7% |
| 3. ボランティア意識の醸成（学校教育の充実、社会教育の充実） | 12.7% |
| 4. ボランティア団体やNPO等への支援体制の拡充（設立・運営の支援） | 11.6% |
| 5. 地域交流事業の促進（地域情報の発信、世代間交流の活性化、地域交流イベントの支援） | 5.2% |
| 6. 生きがいの創造（生涯学習の推進、サークル活動の支援、起業・就業の支援、ペットと暮らせる街づくり） | 18.9% |
| 7. 健康の保持・増進を図る健康づくり | 18.1% |
| 8. 移動の自由の確保のための街のバリアフリー化 | 13.8% |
| 9. 移動の自由の確保のためのコミュニティバスの運行 | 7.2% |
| 10. 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策 | 34.7% |
| 11. 障害者が安心して暮らせる在宅福祉施策 | 8.4% |
| 12. 子育てが安心してできる子育て支援施策 | 17.9% |
| 13. 急病でも心配ない医療体制の整備 | 43.5% |
| 14. 生活困窮者への経済的支援施策 | 6.4% |
| 15. 国民健康保険・介護保険など保険事業の安定的運営 | 20.2% |
| 16. 福祉関連の優良事業者の育成 | 8.3% |
| 17. 人権の擁護（プライバシーの確保、問題の早期発見体制の確立） | 5.4% |
| 18. その他 | 1.7% |
| 19. とくにない・わからない | 4.9% |

問15. 下記のサービスの中で、現在、または将来、利用したいと思うサービスがありますか。
(○はいくつでも) また、選択したそれぞれのサービスについて、いくら程度ならば利用してもよいと思えますか。(それぞれ○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.1%

- | | | | | | | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 1. 相談やし話し相手（1時間あたり） 31.8% n=479 NA=1.4% | | | | | | |
| 0円 | ~250円 | ~500円 | ~750円 | ~1,000円 | 1,000円~ | わからない |
| 26.5% | 18.8% | 33.0% | 6.3% | 9.6% | 2.1% | 2.3% |
| 2. 一人暮らしの高齢者等の見守り（1ヶ月あたり） 50.6% n=762 NA=1.7% | | | | | | |
| 0円 | ~1,000円 | ~2,000円 | ~3,000円 | ~5,000円 | 5,000円~ | わからない |
| 9.2% | 15.9% | 12.6% | 24.8% | 22.2% | 8.4% | 5.2% |
| 3. 配食サービス（1回あたり） 55.7% n=838 NA=0.9% | | | | | | |
| 0円 | ~250円 | ~500円 | ~750円 | ~1,000円 | 1,000円~ | わからない |
| 2.6% | 26.3% | 50.1% | 11.8% | 6.3% | 0.4% | 1.6% |

4. 食事の用意や片づけ（1時間あたり）	38.0%	n=572	NA= 0.9%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
4.5%	20.1%	38.6%	18.4%	13.8%	2.3%	1.4%	
5. 掃除・洗濯等の代行（1時間あたり）	43.7%	n=658	NA= 1.5%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
2.7%	14.3%	41.3%	19.8%	17.0%	2.3%	1.1%	
6. 日用品の買い物や病院での薬の受け取りの等の代行（1時間あたり）	46.7%	n=703	NA= 1.1%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
3.6%	21.2%	40.3%	14.7%	15.6%	2.1%	1.4%	
7. 外出の付き添い（1時間あたり）	37.3%	n=562	NA= 1.1%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
4.8%	13.7%	36.3%	14.1%	24.2%	4.4%	1.4%	
8. 留守番（1時間あたり）	29.1%	n=438	NA= 0.6%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
7.3%	27.2%	38.8%	12.3%	10.3%	3.0%	0.5%	
9. 入浴等の身体の介護（1時間あたり）	45.2%	n=681	NA= 1.1%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
2.1%	6.8%	27.8%	14.2%	32.6%	12.9%	2.5%	
10. 子供の送迎・一時預り（1時間あたり）	27.4%	n=413	NA= 1.0%				
0円	~250円	~500円	~750円	~1,000円	1,000円~	わからない	
2.9%	15.3%	33.4%	16.9%	22.5%	6.1%	1.9%	
11. ペットの一時預かり（1日あたり）	29.1%	n=438	NA= 0.7%				
0円	~500円	~1,000円	~1,500円	~2,000円	2,000円~	わからない	
3.4%	27.9%	28.3%	7.3%	20.1%	10.7%	1.6%	
12. 学習や活動機会の提供（1時間あたり）	30.9%	n=465	NA= 0.4%				
0円	~250円	~500円	~1,000円	~2,000円	2,000円~	わからない	
8.0%	15.7%	35.3%	29.2%	6.5%	1.9%	3.0%	
13. とくにない・わからない	22.5%	n=338					

問16. 「地域通貨」とはどのような通貨か知っていますか。（○は1つだけ）

n=1,505 NA= 3.8%

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 知っているし利用したこともある | 0.7% |
| 2. 知っているが利用したことはない | 16.1% |
| 3. 聞いたことはあるが詳しくは知らない | 26.7% |
| 4. まったく知らない | 52.7% |

問17. 今後、「地域通貨」を利用したいと思いますか。（○は1つだけ）

n=1,505 NA= 0.1%

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 興味があり利用したい | 18.2% |
| 2. 興味はあるが利用したいとは思わない | 17.5% |
| 3. 興味がなく利用したいとは思わない | 12.2% |
| 4. わからない | 52.0% |

3 策定委員会

1. メンバー構成

市民の視点から地域福祉計画を策定するため、学識委員と市民委員のみの構成とし、行政の委員は加わらない策定委員会を設置しました。

船橋市地福祉計画策定委員会委員一覧

No	委員種別	所属団体等	分科会	氏名
1	第1号委員	淑徳大学地域福祉研究会	第2	◎ 松崎 泰子
2	(学識経験者)		第3	渡邊 洋一
3	第2号委員	船橋市民生児童委員協議会	第1	○ 西内 繁行
4	(市民組織代表者)	船橋市自治会連合協議会	第2	◇ 三井 隆志
5		船橋市老人クラブ連合会	第2	内田 かね
6		船橋市ボランティア連絡協議会	第1	◇ 井出 國博
7		船橋市身体障害者福祉会	第2	大崎 弘子
8		船橋市手をつなぐ育成会	第2	◆ 清水 宏晏
9	第3号委員	船橋市社会福祉協議会	第3	小川 博仁
10	(社会福祉関係事業者)	船橋市地区社会福祉協議会(東地区)	第3	早辺 宗彦
11		〃 (西地区)	第1	熱田 啓爾
12		〃 (南地区)	第1	本田 始
13		〃 (北地区)	第3	若山 正一
14		〃 (中央地区)	第3	◇ 本木 次夫
15		船橋市老人福祉施設連絡協議会	第3	上野 克也
16		船橋障害者自立生活センター	第3	宮尾 修
17		船橋市障害者福祉施設連絡協議会	第2	斉藤 航二
18		船橋市私立保育園協議会	第1	伊藤 行郎
19		船橋市私立幼稚園連合会	第1	高橋 清仁
20	第4号委員	船橋市医師会	第3	鵜澤 龍一
21	(医療関係者)	船橋歯科医師会	第2	大沢 有輝
22	第5号委員	一般公募による選考	第3	◆ 岩田 博通
23	(市民委員)	〃	第1	蠣崎 亮
24		〃	—	岸 伸明
25		〃	第1	高山 博之
26		〃	第3	西川 則雄
27		〃	第1	○ 藤田 敦子
28		〃	第1	古宮はる江
29		〃	第2	山村哲之進

◎=委員長 ○=副委員長 ◇=分科会座長 ◆=分科会副座長

※第1分科会の副座長は藤田副委員長になります。

岸委員は都合により分科会への参加はありません。

2. 議論の経過

策定委員会では、平成15年7月の第1回会議から、平成17年2月の計画案取りまとめまでの間に、10回の会議を開催するとともに、3つの分科会を設置し、市民の視点から地域福祉計画案を作成しました。

船橋市地福祉計画策定委員会の経過

- 第1回会議 開催日時：平成15年7月23日
主要議題：委員長・副委員長の選出
- 第2回会議 開催日時：平成15年8月28日
主要議題：福祉3計画（高齢者・介護保険・障害者）の解説
- 第3回会議 開催日時：平成15年10月7日
主要議題：社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の概要
- 第4回会議 開催日時：平成15年11月18日
主要議題：市民アンケート結果の解説
- 第5回会議 開催日時：平成15年12月24日
主要議題：分科会の設置及び座長・副座長の選出
- 第6回会議 開催日時：平成16年4月28日
主要議題：各分科会からの報告
- 第7回会議 開催日時：平成16年8月31日
主要議題：各分科会からの報告及び策定委員会案の取りまとめ
- 第8回会議 開催日時：平成16年10月26日
主要議題：庁内の検討委員会による修正個所の検討
- 第9回会議 開催日時：平成16年12月22日
主要議題：パブリックコメントの結果について
- 第10回会議 開催日時：平成17年2月2日
主要議題：計画案のとりまとめ

3. 分科会の設置

市民の視点から地域福祉計画を策定するため、3つの分科会を設置し19回に及ぶ会議を開催しながら、各分科会ごとに独自の様式のワーキングシートを作成して議論を積み重ねてきました。

本計画書の基礎となっている策定委員の自由な意見を知らせていただくため、次ページよりワーキングシートを掲載します。（ワーキングシート作成後の議論により複数の項目の統合や項目の新設、表記の変更等があったため、計画に記載された内容と異なっているところもあります。）

- 第1分科会：心をつなぐ地域づくり分科会
- 第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会
- 第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

第1分科会（心をつなぐ地域づくり分科会）ワーキングシート

第1分科会：心をつなぐ地域づくり分科会

No. 1

中項目	小項目	課題・問題点	個人・町会で実行	地区社協が実行	施設等地域で実行	行政が実行
人と人が触れ合う環境の創造	福祉に対する意識の変革	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉のリーダーが少ない ○思いやりの心が薄れている ○地域サークルの活用が不十分 ○生きがいを感じる場が少ない ○福祉＝高齢者・障害者の意識が強い 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉リーダーの発掘・研修 ○先輩の話を聞く場の設置 ○スポーツ団体指導者の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉リーダーの発掘 ○福祉学習の機会を設ける ○地域に密着した福祉サービスの展開 ○地域サークルの活用 ○目的意識を共有する部会制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉リーダーの研修・発掘 ○施設利用者及び関係者の意識改革 ○福祉学習の機会を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉リーダーの養成及び認定 ○解りやすい福祉施策の展開 ○福祉総合ハンドブック作成
	ボランティア意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの窓口が解りにくい ○NPO等の立ち上げ・運営に関する情報が必要 ○助けあいの心が薄れている ○気軽に参加できる活動が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○掲示板の活用 ○日常生活の中でボランティア意識を育む ○ボランティアニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア案内窓口の開設 ○地区社協執務員の研修 (第3分科会の社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の改革へ移動) ○ボランティア学習の機会を設ける ○有償ボランティアの検討 ○個人の知識・経験・専門的技術を活かして気軽に参加できる機会を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア案内窓口の開設 ○介護講習の実施 ○NPO・ボランティア団体の立ち上げ・運営のノウハウを提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア立ち上げ支援 ○ボランティア情報の提供 ○ボランティア登録窓口の一元化 ○市職員のボランティア意識の啓発
	家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○体験に基づいた福祉学習が不足している ○触れ合おうとする心が薄れている ○各教育主体の連携不足 ○家庭での繋がりが不十分 ○協働による活動が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催する学習の場への参加 ○隣近所の人々への挨拶 ○躰の大切さを再認識する ○地域の子ども達への声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉イベントの開催 ○PTAとの連携 ○高齢者・障害者との交流事業(立場を超えた交流の活性化へ移動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種福祉イベントの開催 ○施設の開放 ○地域住民を対象とするサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉モデル校の設定 ○体験学習・ふれあい教育の推進 ○公民館の福祉プログラムの充実 ○市民大学の福祉プログラムの充実 ○出前講座の充実 ○委員会等への青少年の参加促進

第1分科会：心をつなぐ地域づくり分科会

No.2

中項目	小項目	課題・問題点	個人・町会で実行	地区社協が実行	施設等地域で実行	行政が実行
心をつなぐ仕組みづくり	出会いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○外出し易い楽しい場が少ない ○福祉施設が縦割りになっていて横の連携が取れていない ○新米パパ・ママが一人で不安を抱えながら子育てをしている ○故郷と思える街になっていない ○地域のコーディネーターがいない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前による楽しい場づくりを行う ○各種プロジェクトチームの発足 ○地域に対する愛着を持つ ○ふるさとを語る会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前による楽しい場づくりを行う ○新米パパ・ママのサポート ○身近な場所でのデイサービス ○地域コーディネーターの発掘・育成 ○地区社協自体が地域コーディネーター機能を担う ○ピア（仲間・同じ立場）による心のケア（立場を超えた交流の活性化に移動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前による楽しい場づくりを行う ○新米パパ・ママのサポート ○地域コーディネーターの発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前による楽しい場づくりを行う ○子育て支援 ○地域文化づくり（伝承）支援 ○総合計画に基づき住んでよかったと思えるまちづくりを推進する ○地域コーディネーターの認定
	地域情報の発信・交換	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所のことを良く知らない ○福祉ネットワークが不十分 ○市民活動サポートセンターが十分に活用されていない ○情報の伝達方法が少ない ○サラリーマン世帯を活かしきれっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○閲覧版の活用 ○会報・会誌の発行や福祉マップの作成 ○父親の交流促進 ○会報・会誌の発行や福祉マップの作成 ○緊急連絡カード・福祉票の作成 ○インターネットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の情報を掲載 ○パソコン講習会の開催 ○地域新聞の発行 ○インターネットによる地域情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニの活用 ○インターネットによる地域情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙の充実 ○インターネットによる地域情報の発信 ○市民活動サポートセンターの周知・拡充
	地域通貨の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ○地域通貨に対する理解不足 ○どの範囲で導入するか ○事務局をどこに設置するか ○発行に伴う費用負担をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域通貨情報の把握 ○助け合いの意識を持つ（全ての項目に該当するため記載せず） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域通貨情報の把握 ○事務局設置の検討 ○地域通貨による有償サービスの導入 ○コミュニティ再生に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域通貨情報の把握 ○事務局設置の検討 ○地域通貨による有償サービスの導入（地域通貨の対象となるサービスは、基本的に有償サービスとなるため記載せず） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域通貨情報の提供 ○モデル地区の指定による立ち上げ支援 ○地域通貨モデル地区の設定 ○地域通貨単位の公募（単位の公募は立ち上げる主体が実施すべきことであるため、地域で実行の欄へ移動）

第1分科会：心をつなぐ地域づくり分科会

No. 3

中項目	小項目	課題・問題点	個人・町会で実行	地区社協が実行	施設等地域で実行	行政が実行
地域交流事業の推進	世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○世代を超えた交流を行う機会が少ない ○年齢によって区分する意識が強い ○様々な面での世代間格差が問題になってきている 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流イベントの開催及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流イベントの開催(ふれあい発声大会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流イベントの開催(地域文化伝承等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代を超えた助け合い意識の啓発 ○世代間交流教育の推進 ○世代間交流施設の拡充(世代間交流を目的とする公共施設は無く、公民館の整備といった社会教育施設の整備と捉えて第2分科会の生涯学習の推進へ移動)
	立場を超えた交流の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や高齢者、さらにはホームレス等に対する知識が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者を知る ○高齢者を知る ○ホームレスを知る(第3分科会ホームレス対策の検討へ移動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手を知るための学習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手を知るための学習会の開催 ○専門的知識・技術を持つ事業者等による出前講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者・高齢者・ホームレス等に対する理解の促進(ホームレスは第3分科会のホームレス対策に移動のため、高齢者・障害者を知る学習会の開催として記載) ○広報紙による情報提供
	地域交流イベントの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域により交流イベントの実施に格差がある ○参加者が少ない、マンネリ化 ○健康づくりへの働きかけが不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で連れ立ってのイベント参加 ○コーディネーターの発掘・育成 ○愛犬パトロール等防犯・防災利用(第2分科会動物と共生できるまちづくりへ移動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント情報のPR ○交流イベントの開催・充実 ○拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント情報のPR ○交流イベントの開催・充実 ○施設・バス等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流イベントへの支援 ○既存イベントの見直し(交流イベントを実施しているのは地域であることから、地域で実行の欄へ移動) ○参加促進のための広報による啓発

第2分科会（楽しく暮らせる地域づくり分科会）ワーキングシート

第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会

No. 1

中項目	小項目	個人・町会レベルで計画・実行すること	地域で協働して計画・実行すること		事業所(医療、在宅施設等)が計画・実行すること	行政が計画・実行すること
			小学校区程度の地域で	23地区で		
<p>生がいの創造</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○十分な社会参加が行われていない ○地域における仲間づくりをどのように進めていくか ○ボランティア活動への参加者が少ない ○心のゆとりを持てる環境を実現する ○誰かに求められている充足感や誰かの役に立っている充実感をどう実現するか ○行政が実施する生涯学習事業の周知が不十分 ○様々な主体が実施する学習の機会が不十分 ○地域の中で様々な活動を行う際に障害者が活動の中心となれるよう健常者がサポートする体制作りが必要 ○元気な高齢者がどのように社会貢献していくか ○就業を考えている市民への職業斡旋体制を拡充する必要がある ○起業を考えている市民のサポート体制ができていない 	<p>生涯学習の推進</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習事業が知られていない ○気軽に参加できていない ○制づくりができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催する生涯学習の場への積極的な参加・協力 ○情報の提供と積極的な参加 ○生涯学習情報のPR ○高齢者の知識・経験を生かす ○生涯続けていける趣味を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・児童ホーム・福祉センターの企画への参加・協力 ○町会・自治会会館等で生涯学習事業への参加を促す ○子ども達との交流の促進（第1分科会の世代間交流の推進へ移動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協の各事業部の自立支援活動への参加（第3分科会社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実・強化へ移動） ○生涯学習情報のPR ○社協による老人クラブ支援（1-（2）サークル活動の支援へ移動） ○ジュニアスポーツクラブの立ち上げ ○地域の教育力の活用（第1分科会の家庭・学校・社会教育における福祉活動の充実へ移動） ○地域の世代間交流（第1分科会の世代間交流の推進へ移動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習情報のPR ○講演会・フォーラムの開催 ○開かれた事業所づくり ○高齢者・障害者等の暮らしに役立つ情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふなばし一番星プランの推進 ○小・中学校の休日及び空き教室の活用 ○地域のお年寄りをゲストティーチャーに招く ○各学校で福祉クラブを設置（第1分科会の家庭・学校・社会教育における福祉活動の充実へ移動） ○一定の年齢を迎えた方を対象とする総合的な情報提供 ○市民大学卒業生の活用
<p>サークル活動の支援</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会場確保の困難化 ○誰でも参加できるサークル活動づくり ○リーダーの掘り起こし ○学校開放の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会によるサークル活動支援 ○地域のサークル活動への積極的参加 ○老人クラブへの加入促進（地域が行うことへ移動） ○自宅の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会館の開放 ○子供と大人が交流できるサークル活動の実施 ○PTAの協力による休日の遊び教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協による老人クラブ支援 ○福祉まつりの開催（第1分科会の世代間交流の推進へ移動） ○非営利セクターの拡大に取り組みむ団体への支援（第3分科会の市民活動・組織の活性化へ移動） ○子供と大人が交流できるサークル活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○サークル活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の休日及び空き教室の活用 ○公民館による文化祭の開催 ○サークル活動の場の確保 ○長期活動サークルの公民館優先利用（条例上難しいため記載せず） ○サークル活動情報の発信 	

第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会

No. 2

中項目	小項目	個人・町会レベルで計画・実行すること	地域で協働して計画・実行すること	事業所(医療、在宅、施設等)が計画・実行すること	行政が計画・実行すること
<p>○ペットとの共生を図るための都市施設・マナー・理解が不十分</p> <p>○盲導犬・聴導犬・介助犬が活躍できる環境づくり</p>	<p>起業・就業の支援 ＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性の就業機会が少ない ○受け入れ事業所の確保 ○起業者の発掘 ○女性・高齢者・外国人の活用 ○出産・育児に伴う経済的・体力的負担感の解消 ○シルバー優先雇用が可能な 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をとおし生きたきがいづくり ○情報の収集 ○新たな向こう三軒両隣関係の構築(第1分科会の福祉意識の改革へ移動) 	<p>小学校区程度の地域で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集(記載) ○育児講演会の開催(第1分科会の出合いの仕組みづくりへ移動) ○小さなコミュニティづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者等の受け入れ態勢の整備 ○起業者へのノウハウの供与 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOの立ち上げ支援(第3分科会の市民相談への支援へ移動) ○商工振興ビジョンの推進 ○内職の斡旋 ○就業情報の提供 ○魅力有る生きがい福祉事業 ○高年齢者就業相談の拡充
<p>動物と共生できるまちづくり</p> <p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設入所とペットの触れ合い ○ペットを介した隣組の育成 ○飼い主のマナーの悪化 ○鳴き声・臭い・衛生の問題 ○動物嫌いな人との共生 ○盲導犬・聴導犬・介助犬の確保及び共存のための知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○散歩を活用した防犯パトロール ○ペットを通じた地域交流 ○ペットの一時預かりが可能になる関係づくり ○盲導犬・聴導犬・介助犬に対する理解を深める ○盲導犬・聴導犬・介助犬育成への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の整備(行政が行うべきことへ移動) ○マナー遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○困り事を含めたペット情報の収集・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○困り事を含めたペット情報の収集・発信 ○ペットの一時預かり ○ペットによるセラピー効果の活用 ○盲導犬・聴導犬・介助犬の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○条例に基づくマナーの向上 ○ドックランの設置 ○飼い主への教育 ○盲導犬・聴導犬・介助犬に対する市民の理解を深める ○盲導犬・聴導犬・介助犬の出入り可能範囲の拡大

第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会

No. 3

中項目	小項目	地域で協働して計画・実行すること		事業所(医療、在宅、施設等)が計画・実行すること	行政が計画・実行すること
		小学校区程度の地域で	23地区で		
<p>健康づくり ＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期健康診断記録の保管 ○規則正しい生活の普及 ○バランスの取れた食生活の普及 ○運動不足の解消をどのように進めていくか ○心の健康のフォロワー体制の整備 ○生活習慣の改善 ○生活習慣病に対する知識不足 ○身近に相談できる専門家が少ない ○癒たきりにならない介護予防の充実 	<p>健康日本21への取り組み ＜課題＞</p>	<p>個人・町会レベルで計画・実行すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康学習の場への参加 ○誕生日検診の受診徹底 ○歩け歩け運動への参加 ○各種講習会等への参加 ○ホームドクターの確保 ○ライフステージに応じた学習の場の提供 ○徒歩・自転車の利用促進 ○歯の健康管理 ○歯磨きの励行 ○適切な睡眠とストレス解消 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルスケア・デンタルケアの開催 ○健康講習会等の企画・開催 ○生き生き体操の導入 ○地域に根ざした診療を行う医療機関を地域で育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルスケア・デンタルケアイベントの開催 ○健康学習の場の確保 ○事業者・医療関係者による健康相談 ○巡回検診の拡充 ○医療関係の学生による健康訪問相談 ○飲食店によるパランスのとれたメニューの提供 ○病診連携の強化 ○市民の選択基準となる医療機関情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○健やかプラン21の推進 ○医療機関の紹介マップ作成 ○健康診断受診意識の啓発 ○保健・福祉・医療の総合的な相談体制の確立(第3分科会保健・福祉の総合相談窓口の整備へ移動) ○検診票の個別配布(2～3年毎) ○禁煙の場の拡大

第2分科会：楽しく暮らせる地域づくり分科会

No. 4

中項目	小項目	個人・町会レベルで計画・実行すること	地域で協働して計画・実行すること	事業所(医療、在宅施設等)が計画・実行すること	行政が計画・実行すること
<p>移動の自由の確保</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者の移動を考慮したまちづくりができていない ○楽しく歩けるまちづくりができていない ○誰もが自由に移動できるところの大切さを広く市民に認識してもらうことが必要 ○最寄り駅まで出る手段が確保されていない 	<p>まちのユニバーサルデザイン化</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路の拡幅 ○歩道の整備 ○段差の解消 ○昇降設備の普及 ○違法駐車・駐輪 ○心のバリアフリーが不十分 ○施設のユニバーサル化には時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行阻害に関係する積極的な情報提供 ○道路の清掃・整理・危険物の排除 ○ユニバーサルデザイン学習の場 ○違法駐車や迷惑駐車をしない 	<p>小学校区程度の地域で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ポランティアによる通行障害の排除 <p>23地区で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ポランティアによる通行障害の排除及び行政への排除要請 ○バリアフリー勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場・駐輪場の整備 ○施設のユニバーサルデザイン化 ○バリアフリーに配慮した新規施設の整備 ○バリアフリーに関する相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり環境整備指針・都市計画マスタープラン・移動円滑化基本構想の推進 ○公共施設のバリアフリー化 ○バリアフリーニーズの把握 ○バリアフリー重点整備地区の抽出 ○心のバリアフリーを実現するための教育の充実 ○ユニバーサルデザインに基づくトイレの拡充 ○車椅子の通れる歩道の整備 ○バリアフリー窓口の一歩化 ○電線の地中化 ○公共交通機関の無料化・低額化(助成措置) ○公共施設間のシャトルバス運行 ○輸送特区の検討 ○移送サービスに伴う補償制度の検討 ○交通補助員の設置
	<p>移動手段の確保</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の廃止地域の拡大 ○高齢化の進展に伴う交通不便地域の拡大 ○移動の補助を気軽に頼める関係が作られていない ○移送サービス事業が不十分 ○ポランティアによる移送上の事故に対する補償体制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者等の移動に協力する ○気軽に手助けを頼めるよう付き合いを広める 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動手段を提供するポランティア団体・NPOの立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者所有バスの活用 ○小型バスによる巡回 ○駐車場の整備 ○移送サービス事業の立ち上げ 	

第3分科会（心をつなぐ地域づくり分科会）ワーキングシート

No. 1

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会 ■地域活動の視点から見た必要なサービス～地域福祉を推進するために～

107案の1：地域における福祉サービスの適切な利用の促進～利用者主体のサービスの実現～	
検討項目	課題・問題点
1：相談・情報入手体制の確保	<p>①本庁以外での保健・福祉の相談窓口がない</p> <p>②地域内の組織・団体からの情報が一元化されていない（統合化の視点で）</p>
2：高齢者対策	<p>①高齢者パワーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣味やサークル活動のみに傾倒している現状 ・豊富な社会経験と自由な時間の活用 ・学校教育の場に高齢者を <p>②高齢者に対する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間、生きがいづくり
3：子育て支援	<p>①若い母親の子育てに対する不安と悩み</p> <p>②不登校、いじめ、虐待、非行等に対する地域での対応</p> <p>③子どもの教育に対する社会的な責任・関心の希薄化</p>
	<p>施策・対応策（考え方のポイント）</p> <p>①縦割り行政から横断的な行政へ変換⇒行政側の相談窓口設置（福祉ワンストップサービス窓口）設置</p> <p>②福祉関係情報が一元的に管理され、発信・受信が容易に出来る窓口の整備⇒社協・地区社協がその窓口を担う（他の担い手も併せて検討）</p> <p>②住民が必要としている情報及び施策・制度を共有、ネットワーグ化すべき組織や団体の具体的な確認⇒地域の在宅介護支援センターと地区社協を軸としたネットワーグ化の検討</p> <p>①民生委員を中心とした「地域福祉員制度」を設置⇒50世帯に1名程度を選出し、そのグループ化を検討（仙台市、鎌ヶ谷市で既に実施）</p> <p>①生きがいとなる仕事の提供⇒有償ボランティアの検討</p> <p>①ボランティア育成につながるシニア実業大学の開設と高齢者（60歳以上）委員会制度の検討</p> <p>①高齢者団体（グループ）に公民館等、地域内公共施設の管理運営委託制度を検討</p> <p>①伝承遊びや地域の歴史・風土を子どもたちに伝える場の提供</p> <p>②民間住宅・空き店舗を活用した軽費サロンの開設</p> <p>②共同住宅（コレクティブハウジング）、グループリビングに対する理解と普及</p> <p>②高齢者同士による見守り活動の推進</p> <p>①子育て支援センター及び地区社協が実施する子育てサロンの拡充と機能の充実</p> <p>①児童ホームの増設と子育て支援センター機能を各児童ホームに（児童ホームを子育て支援の地域拠点に）※放課後ルーム、主任児童委員との連携も視野に</p> <p>①ボランティアと障害者による共同作業所（授産施設）の開設＝自立支援事業</p> <p>②学校、行政、住民代表、児童委員等による常設の連絡会の設置</p> <p>②悩みが共有でき、子育て情報の交換場所ともなる、親同士の「交流サロン」を公民館や児童ホーム、余裕教室等を利用して開設する</p> <p>③※地域で子どもの教育に関心を持つための具体策等については、次回以降検討</p>

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

No. 2

107案の1：地域における福祉サービスの適切な利用の促進～利用者主体のサービスの実現～	
検討項目	課題・問題点
4：障害者・難病患者対策	<p>①潜在化する傾向があり、具体策がとりにくい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会が信頼されていない <p>②障害者や病气に対する理解不足</p> <p>③当事者の積極的な地域への係わり</p>
5：ホームレス対策	<p>①ホームレスの実態が不明確</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の不安と防衛意識 <p>②何が支援策となるか</p> <p>③広域（県単位）対応の必要性</p>
	<p>①ホームレス調査の実施</p> <p>②③行政による就労支援と住居確保、施設の設定（県と協働、県下同一レベルで）</p> <p>②ホームレス支援NPOを軸とした地域、行政との協働による支援策の検討</p> <p>②就労指導等を終えたホームレスのボランティア参加</p>

施策・対応策（考え方のポイント）

- ①障害や難病専門のコーディネーター及びボランティアを養成し、地域内に相談・支援センターを設置
- ②小・中学校での障害者に対する理解を深める授業の推進⇒障害者を身近な存在として感じる心を育てる
- ②一般市民も加齢により、誰もが障害を持つ可能性があることの啓発⇒ノーマライゼーションの普及
- ③「当事者」をサービスの受け手としてだけでなく、担い手としても捉える
- ③地域の事業に積極的に参加⇒主催者の受入れ体制の整備と障害者自身の参加意欲の醸成

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

No. 3

107案の2：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達～福祉サービス供給体制の整備～	
検討項目	課題・問題点
1：優良な事業者の育成	<p>①事業者・施設に宣伝（PR）の場が少ない</p> <p>②事業者・施設の評価と公表を</p>
2：地域医療体制の充実	<p>①最新の医療・健康情報が常時手にはいるように</p> <p>②緊急時・終末期の医療体制</p> <p>③「かかりつけ医」の普及</p> <p>④介護予防・リハビリの体制づくりを</p>
3：サービス利用者の人権擁護	<p>①人権・プライバシーについての共通認識</p> <p>②ボランティアの守秘義務の確保</p>
	<p>①社協・地区社協を利用したPR方法の検討</p> <p>①地域住民を取り込んだ協働事業の実施</p> <p>②市民（地域住民）の評価が適正な競争につながる仕組み（第三者評価）の検討</p> <p>②病診連携システムの制度化（診療所→2次→3次救急医療体制の整備）</p> <p>②ホスピスに対する正しい理解</p> <p>③④地域担当の保健師、地域内にある診療所と病院との連携による啓発施策（お茶の間健康相談等）の実施※地域が行う介護予防については、第2分科会の「健康づくり」での検討項目か</p>
	<p>①具体的な認識を共有するための人権擁護マニュアルの作成</p> <p>②ボランティアへのプライバシー（個人情報）守秘義務の制度化検討</p> <p>②苦情等の相談が出来る相談・支援員制度の充実</p>

施策・対応策（考え方のポイント）

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

No. 4

107条の3：地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進＝地域住民、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等への支援＝		
検討項目	課題・問題点	施策・対応策（考え方のポイント）
<p>1：理念と制度改革</p> <p>①個人の尊厳を守り、安心して暮らせる地域づくり</p> <p>②小単位住民組織活動の充実</p> <p>③自助・共助努力、そして公助サービスの融合</p>	<p>①福祉に対する市民意識の改革</p> <p>②小単位（世帯）による支えあい・いたわり合いの必要性についての再認識</p> <p>③自助・共助・公助の役割の明確化が不十分</p>	<p>①ボランティアによる地区社協内の小単位（地域）連絡会の設置（住民ニーズの収集＝個別訪問等による実態把握）</p> <p>②②地域の福祉にかかわる全ての組織・団体・機関による協働体制の構築と各々の役割の明確化及び情報の提供</p> <p>③③地域通貨制度の検討（第1分科会）</p> <p>④④小単位（世帯）の共助・助け合いグループ構想の具体的検討</p> <p>⑤⑤役割分担の明確化によるサービスの再分配</p>
<p>2：社協・地区社協の改革</p> <p>～社協・地区社協を育てるために～</p>	<p>①職員及び地区社協執行委員の意識改革とレベルアップ</p> <p>②自主財源の確保と認知度アップ</p> <p>③ボランティアの確保とリーダーの養成</p> <p>④行政と社協、地区社協の役割分担が不明確</p> <p>⑤地域福祉活動計画を策定する</p>	<p>■以下の施策は活動計画に盛り込まれるべき施策であるが、理想的な社協像を実現してもらうため、行政計画に盛り込み、社協に対し提言を行なう。</p> <p>①①役員の人選や人事管理方法の再検討（役員的一般公募・市民推薦制度等の導入）</p> <p>②②地区社協（執行委員）を地域の「コミュニティワーカー」と位置づける＝相談・紹介機能を持たせる</p> <p>③③事業的要素＝企業的手法を導入した経営体質の改革</p> <p>④④情報公開とITの積極的活用、情報誌発行の検討</p> <p>⑤⑤会員倍增運動と財源配分（社協・地区社協）の再検討</p> <p>⑥⑥執務室のスペースを補う地域資源の有効活用の検討</p> <p>⑦⑦地区社協内にさらに小単位の連絡会を設置する</p> <p>⑧⑧有償ボランティアの検討</p> <p>⑨⑨地区社協から制約のない福祉NPO団体の立ち上げ、連携を図る</p> <p>⑩⑩福祉推進校制度を充実させるための小・中学校向け「福祉教育の実践プログラム」の設定</p> <p>⑪⑪地区社協を行政の「地方分権」として考え、地域で果たすべき役割を明確化</p> <p>⑫⑫市の地域福祉計画と連携していく</p>

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

No. 5

107条の3：地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進＝地域住民、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等への支援＝		
検討項目	課題・問題点	施策・対応策（考え方のポイント）
3：市民組織活動の支援 ～組織のネットワーク化と情報の共有 化～	①NPOやボランティア団体の立ち上げ支援 ②行政と市民組織が協働で事業を行なうために	①市民活動サポートセンターの充実・強化 ①社協・地区社協による団体立ち上げの支援とネットワーク化（団体の登録制 度の導入）⇒地域福祉連絡会もしくは〇〇地区福祉推進会議を設置 ①②NPO、ボランティア団体…本計画において諸団体の言葉の定義づけを行 なう ②サービス利用者の参加を含めた協働事業実施のための条件整備
4：安心と安全のまちづくり ～防災・防犯体制の充実を目指して～	①急増する地域の公共空間犯罪に対する高齢者を活用し た防犯対策 ②高齢者・障害者等の災害弱者に対する救援対策 ・災害弱者の把握が不十分 ③要介護単身者の見守り ④虐待等潜在化事象の早期察知	①警察・消防・学校等のネットワークづくり＝地域セーフティネットの構築 ①地域パトロール隊、シニア警邏隊による児童の登下校の見守り ②地域の助けを必要とする災害弱者リストの作成と管理・運用制度の検討 ②自主防災組織の充実強化と町会・自治会を単位とした小グループによる救援 システムを検討 ②交通不便地域のアクセス確保 ③「緊急通報装置」のIT化と普及 ④広報活動による実例報告と相談窓口の明確化

第3分科会：安心して暮らせる地域づくり分科会

No. 6

そ の 他		
検討項目	課題・問題点	施策・対応策（考え方のポイント）
1：自殺の防止	①中高年の自殺の増加	①地域での一般市民を対象とした相談体制の整備

4 検討委員会

1. メンバー構成

地域福祉の視点から横断的な施策を実施するため、福祉部門だけでなく全庁的な組織として検討委員会を設置しました。

船橋市地域福祉計画検討委員会委員一覧

部		委 員		
市長部局 (健康福祉局外)	市長公室	広報課長 防災課長	市長部局 (健康福祉局内)	
	企画部	企画調整課長 総合交通計画課長 電子行政推進課長		福祉サービス部
	総務部	職員課長 行政管理課長 情報政策課長 職員研修所長		健康部
	財政部	財政課長 管財課長	子育て支援部	健康政策課長 健康増進課長 保健所総務課長 医療センター総務課長
	市民生活部	自治振興課長 市民防犯課長		児童家庭課長 保育課長 児童育成課長
	環境部	環境衛生課長	教育委員会	管理課長
	経済部	商工振興課長 消費生活課長		指導課長
	都市計画部	まちづくり政策課長 都市計画課長		社会教育課長 青少年課長 文化課長
	道路部	交通安全課長		

◎=委員長 ○=副委員長

2. 議論の経過

検討委員会は、策定委員会のとりまとめた計画案について、「公助」部分を中心に2回の会議を開催するとともに、文書による意見提出を行ないながら関係各課の意見の調整を図りました。

船橋市地域福祉計画検討委員会の経過

○第1回会議 開催日時：平成16年7月24日
 主要議題：地域福祉の概念及び地域福祉計画の概要説明
 ※ 併せて、第2回地域福祉研修会を開催

○第2回会議 開催日時：平成16年10月14日
 主要議題：策定委員会案に対する意見提出

5 用語集

	用 語	解 説
あ 行	アニマルセラピー	動物の持つ「癒し効果」を活用しようとするもので、教育やレクリエーションのための「動物介在活動」と医療行為としての「動物介在療法」に区分される。
	生きがい福祉事業団	高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。
	移送サービス	自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者等に対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。
	NPO(エヌピーオー)	民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。
	エンパワーメント	政治・経済・家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分たちで決めて行動できる能力を身につけ、パワーアップすることで、男女共同参画社会の構築に当たっては、特に女性を対象として用いることが多い。
か 行	介助犬	身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作(起立やドアの開閉等)の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。
	(仮称)健康づくり推進員制度	地域における健康や保健に関するニーズを行政や地域の諸団体につないでいくほか、健康づくりに必要な情報提供や啓発活動を担うボランティア制度として想定している。保健師による家庭訪問事業をサポートする「健康推進員」(看護師資格を有する非常勤職員)とは別の制度。
	(仮称)地域福祉推進員制度	民生委員児童委員より小さいエリア(50~100世帯程度)を担当し、地域の福祉ニーズをきめ細かく把握して行政や民生委員児童委員等に適切に繋いでいくボランティアとして想定している。
	環境ホルモン	生体の恒常性、生殖、発生あるいは行動に関与する種々の生体内ホルモンの合成、貯蔵、分泌、体内輸送、結合等の諸過程を阻害する性質を持つ外来性の物質のこと。
	規制緩和	政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。
	寄付文化	一人ひとりの生活の中に寄付をする行為が自然に溶け込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。

用語	解説
協働	市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。
共同募金	社会福祉法第112条に規定される募金で、赤い羽根をシンボルにしている。
グループリビング	戸建てや集合住宅等、様々なスタイルで気の合う高齢者同士が、互いの身体機能の低下を助け合いながら生活しようとするもので、現代の長屋生活とも言える共同生活の形態。
グローバリゼーション	経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。
ケア・バイ・ザ・コミュニティ	1973年にイギリスのM. ベイリーが提起した地域コミュニティの1形態で、地域の力によって様々な支援が行われる環境にあるコミュニティを表す。
ケアマネジャー	介護保険の給付を必要とする人に対して、多数の給付メニューの中から最適な介護プランを設計する人。
軽費サロン	お茶代程度の実費で地域の高齢者等が自由に集える「しゃべり場」的な空間。市内でも喫茶店やファミリーレストランの一部を定期的に借り上げてサロン事業を実施している地域も出始めている。
刑法犯罪認知件数	警察において発生を認知した事件の件数。
ゲストティーチャー	普通の授業では学ぶことのできない様々な内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者等を先生として招くことで、主に総合学習の時間等に多くの学校で実施されている。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯の中で産む子どもの数の平均を表した指標。
構造改革特区	平成14年に施行された「構造改革特別区域法」に基づき、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進めて地域経済の活性化を図り、さらにその成果を検証することにより全国的な規制改革につなげて日本経済の活性化を図る制度。
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。特に、駅やその周辺の施設を重点整備地区とし、公共交通事業者にはエレベーターやエスカレーター、誘導ブロックなどの設置を義務づけ、市町村が作成する基本構想に基づいた周辺施設の設備や歩道の拡幅・段差の解消などを旨とする。（H12. 11施行）
高度経済成長	日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970

用語	解説
高齢者委員会制度	年代初頭までの経済成長を指す。 デンマークで13年前から始まった制度で、高齢者のことは高齢者自身が研究・検討し、解決を図っていこうとする60歳以上の地域住民による高齢者問題専門の委員会。
心のバリアフリー	高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。
子どもの権利条約	「児童の権利に関する条約」の通称。18歳未満の子どもを保護の対象としてのみならず、権利の主体としてとらえ、具体的な権利内容を総合的に規定した条約。(日本は平成6年に承認・発効)
コミュニティ	住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。
コミュニティビジネス	地域の労働力(人)、風土、原材料、ノウハウ、技術、文化、産業などの資源を活かし「コミュニティの活性化」「コミュニティ意識の高揚」「地域が抱える問題の解決」等を目的に、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく事業活動で、グループホームの運営や在宅サービスといった福祉関連業務だけでなく、環境、教育、文化等、幅広い分野で様々な事業が行われている。
コミュニティワーク	地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発を目指す計画を立案するといった課程を重視しながら問題を解決していく専門技術。
コレクティブハウジング	集合住宅等を共同で購入(賃貸)し、台所やリビングなどを共有スペースとして居住者が交流しながら暮らす共同生活の形態で、高齢者だけでなく共働きや単身で子育てをしている人等にも適している
サービス産業	第1次産業(農林水産業等)にも第2次産業(製造業、建設業、工業)にも分類されない第3次産業と同義で、物ではなくサービスの提供による経済活動を行う産業のこと。
災害ボランティアセンター	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。
在宅介護支援センター	身近なところで専門家による介護の相談・指導が受けられ、市町村の窓口に行かなくても必要なサービスが受けられるよう調整する機能を持つ介護保険施設で、ケアマネージャーによるケアプランの作成も行う。

と行

用語	解説
在宅ホスピス	病院でなく自宅で可能な限り生きていこうという末期癌患者などの意志を尊重し、在宅でホスピスと同様のケアをすること。
サラリーマン世帯の多い船橋市	平成12年の国勢調査によれば280,586人の就業者のうち253,575人が被雇用者となっており、その割合は90.4%となっている。
産学の連携	産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。平成10年の大学技術移転促進法により各大学に「技術移転機関」（TLO）の設置が進められている。
ジェンダー	「男は仕事」「女は家庭」等の社会的・文化的に形成された性差のことで、考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。
支援費制度	障害者自らが福祉サービスを選択し、それを提供する事業者・施設と契約を結びサービスを利用する制度。
自主防災組織	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織のこと。
児童ホーム	18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。市内に19館を設置。
シニア実業大学	生き甲斐や社会への貢献、豊富な経験を基にした効率や利益優先ではない60歳以降の新しい仕事の仕方や在り方を学ぶ場。
市民5,000人を対象としたアンケート調査	23地区コミュニティ毎に年齢別に対象者を無作為抽出し、平成15年3月に実施した。（回収率30.1%）
市民活動サポートセンター	福祉や文化、環境や国際交流など様々な分野で活動するボランティア団体やNPO（非営利組織）を支援するために、JR船橋駅南口再開発ビルに開設した施設で、打ち合わせや会報づくり等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。
社会福祉基礎構造改革	昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正のない「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」等の社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しをおこなうこと。
社会福祉法	社会福祉事業法（昭和26年制定）を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発達を目的とする。
終末期医療	「ターミナルケア」と同義語。治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることが重視する。

用語	解説
住民参加	行政の意志決定過程に住民が加わることで、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
守秘義務	職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。
少子・高齢化	生まれてくる子どもの数が減少し、高齢者の数が増えることで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる危険性をはらんでいる。
食育	望ましい食生活をおくるために必要となる5つの能力（食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体がわかる能力）を子どもの時から身につけさせるための教育。
身体障害者補助犬法	身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている。（H11. 5 施行）
成果主義	個々の従業員の成果を評価し、その評価に基づいて賃金を決定するシステムで、従業員の自発的な能力開発や業務の効率化を目的としている。
生産年齢人口	労働市場にあらわれる可能性を持つ、15歳から64歳までの人口。
制度ボランティア	民生委員児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働大臣や法務大臣などから委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。
成年後見制度	民法に規定された判断能力の不十分な痴呆性高齢者や知的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度で、平成11年の民法改正により導入された。
政令市	政令指定都市のこと。人口50万人以上で、政令によって指定された都市。市民生活と直結した事務や権限が都道府県から委譲され、また、行政区を設けられるなど、普通の都市とは異なった取り扱いが認められている。
世代間交流	各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。
前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者を指す。
全数調査	市が実施した「ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯のみの世帯の状況把握調査」のこと。約650名の民生委員児童委員の協力を得て、市内31,768人の該当者に対して、健康状態や生活状況について家庭訪問による聞き取り調査を実施した。

用語	解説	
総合学習	小学校3年生以上に設けられ、各学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動や従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間で、これによりボランティア活動などの体験的な学習や地域の人々の参加による学習が実施可能となる。	
SOHO(ソーホー)	スモール・オフィス、ホーム・オフィスの頭文字をつなげた略称で、独立した小規模事業及び個人事業等、小さなオフィスや在宅でおこなう仕事を指す。インターネットなどを積極的に活用することにより「時間と場所に制限されない新しい働き方」とされている。	
措置による福祉	行政の権限で、サービスの受け手に対して、サービス提供者を特定し、サービスの内容を決定する方法。	
た 行	第三者委員制度	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
	第三者評価制度	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的とする法律。(H11.6施行)
	地域コーディネーター	公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中で様々な課題の解決にあたる人。
	地域福祉活動計画	社会福祉協議会の活動方針や将来に渡る事業内容等を定める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議会の活動計画を包含する。
	地域福祉活動助成金制度	「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。
	地域福祉権利擁護事業	判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることができない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業で、社会福祉協議会内に「ふなばし高齢者等権利擁護センター(パレット)」が設置されている。
	地域福祉支援計画	社会福祉法第108条に規定される行政計画で、市町村の地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。
	地域リハビリテーション	医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関・組

用語	解説	
	<p>織が本人の自立を支援する立場から協力しあって行う活動で、専門的なケアサービスのみでなく、地域住民も含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。</p>	
<p>地区高齢者地域ケアチーム</p>	<p>23地区コミュニティに設置されている地域型在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社協、民生児童委員等で組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。</p>	
<p>知的財産権</p>	<p>特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種の工業所有権に、さらに著作権、ノウハウ等を加えたものの総称で知的所有権、無体財産権とも呼ばれる。</p>	
<p>千葉県男女共同参画計画</p>	<p>「男女共同参画基本法」に基づき、千葉県の男女共同参画施策を体系的・総合的に推進するための計画。(H12年度策定)</p>	
<p>チャリティ</p>	<p>英国では、公益法人やNPO等の民間の公益活動の主体を指して使われるが、我が国では、寄付と同様の意味で使われることが多い。</p>	
<p>中核市</p>	<p>人口30万人以上で面積100平方キロメートル(50万人以上の市は面積要件なし)を満たす政令指定都市以外の比較的大きな市の事務権限を強化し、地域行政の充実を図ることを目的に指定された都市。</p>	
<p>聴導犬</p>	<p>聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。</p>	
<p>デフレ</p>	<p>デフレーションの略で、財やサービスの価格が断続的に下落する経済的な現象。</p>	
<p>な 行</p>	<p>ナノテクノロジー</p>	<p>原子や分子の配列を100万分の1ミリ単位の大きさで制御する技術。</p>
<p>は 行</p>	<p>ハートビル法</p>	<p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講じることを義務あるいは努力義務として課する法律。(H15.4施行)</p>
<p>バイオテクノロジー</p>	<p>植物や動物の細胞や遺伝子を操作する技術。</p>	
<p>パブリックコメント</p>	<p>行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意志決定を行う。</p>	
<p>バリアフリー</p>	<p>高齢者や障害者の生活行動に障害となるものを排除した環境のこと。</p>	

用 語	解 説
評価情報	福祉サービス利用者が、契約を行う際に必要となる事業者の経営状況やサービスの質等に関する情報
福祉タクシー制度	要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。
福祉と緑の都市宣言	生きがいと温もりに満ちた緑豊かなまちづくりを目指して平成4年9月14日に実施した。
船橋市移動円滑化基本構想	「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定)
船橋市商工業振興ビジョン	本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン。(H14年度策定)
船橋市消費生活センター	市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講習会などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供、商品テストなどの消費者保護施策を行う。
船橋市総合計画	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、全て総合計画に基づいて進められている。
船橋市男女共同参画計画	男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。(H13年度策定)
船橋市都市計画マスタープラン	長期的な視点に立った都市計画の指針として、まちづくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿等を定める計画(H13年度策定)
船橋市福祉のまちづくり環境整備指針	市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとする全ての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進めるための指針(H7年度策定)
ベッドタウン	大都市圏に通勤するサラリーマンが居住する周辺地域を指す言葉。
ボランティアセンター	船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。
ホスピス	終末期を迎えた患者に対して、身体的・精神的な苦痛を緩和することを目的に、医療的・精神的・社会的な援助を行う施設。
ま 見守り活動 行	常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者等について訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこと。

用語	解説
民生委員児童委員	地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。
メインバンク制	企業毎に融資等の支援を受ける銀行が決まっていることで、安定的な資金の供給や株式の持ち合いによる経営の安定化等のメリットがある。
盲導犬	視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。
や行 有償ボランティア	少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。
有料老人ホーム	民間の事業者が運営する食事や介護、医療等の各種サービス機能が付属した高齢者用の居住施設。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。
ら行 リストラ	リストラクチャリングの略で、本来は組織や仕組み等の再構築を意味するが、転じて企業等の人員削減を指して使われることが多い。
リプロダクティブヘルス/ライツ	リプロダクティブヘルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブライツは、それを全ての人の基本的人権として位置づけようとする理論。
労働力人口	満15歳以上の生産年齢人口のうち所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。
わ行 ワークシェアリング	雇用機会、労働時間、賃金の3要素を組み合わせることで変化させることによって一定の雇用量をより多くの労働者の間で分かち合うこと。
ワンストップサービス	複数箇所または複数回にわたって行政機関を訪れることが必要な相談・届け出等について、1カ所または1回の訪問で各種サービスの提供を可能にすること。
1(ワン)%クラブ	平成2年に日本経済団体連合会が設立した組織で、経常利益の1%以上（法人会員）、可処分所得の1%以上（個人会員）を社会貢献活動に拠出する企業や個人の支援を目的としている。